主　　　文

本件上告を棄却する。

理　　　由

弁護人岡田実の上告趣意第一、二点について。

第一審公判調書によれば、被告人が原判示同旨の供述をしたことは明らかであり、其他原判決挙示の証拠を綜合すれば、原判決摘示の事実を認めることができるのであつて、原判決に所論のような採証の法則に違反したり、又は擬律錯誤等の違法をみとめることはできない。論旨はすべて理由がない。

よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

検察官　小幡勇三郎関与

昭和二五年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　霜山精一

裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎